

# いきサポ愛知

第21号 2021.SEPTEMBER

発行/愛知県医療勤務環境改善支援センター  
受託/公益社団法人愛知県医師会

令和3年  
8/23  
開催

「第14回医師の働き方改革の推進に関する検討会」において、  
「医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン」が示されました！

令和3年8月23日に開催されました「第14回医師の働き方改革の推進に関する検討会」において

①「C-2水準の対象分野と技能の考え方について ②医療機関勤務環境評価センターの評価について ③医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン」の資料が示されました。

※愛知県医療勤務環境改善支援センターのホームページにも資料を掲載しています。

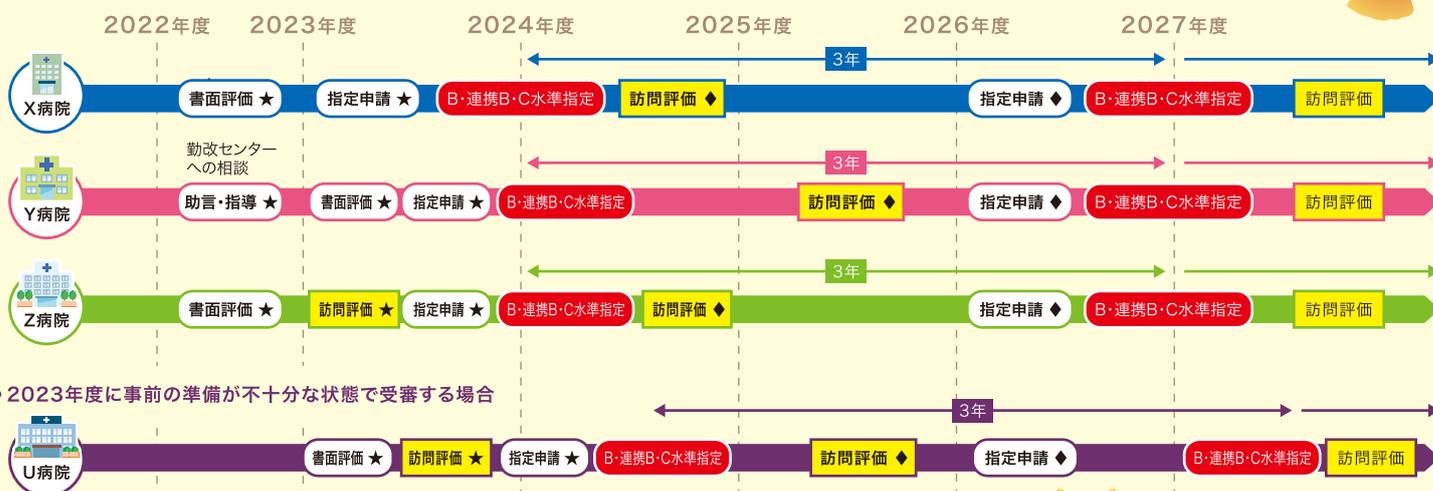
医療機関勤務環境評価センターの全体評価の考え方(案)が示され、各委員から疑問点等の質疑がなされました。

## 厚生労働省の見解

「(全体評価)で指摘の点は、次回以降の検討会で評価結果の公表の在り方も御議論いただこうと思います。その中でしっかり評価の結果などもオープンにしながら、適切に指定をしたことが分かるような評価方法について検討させていただきたい。」としています。

	労働関係法令及び 医療法に規定された事項 (全ての項目を満たせば○)	左記以外の労務管理体制や労働時間短縮に向けた取組 (具体的な評価の基準は今後検討) / (取組(予定)が十分であれば○)		労働時間の実績 (労働時間数の減少があれば○)
		評価時点における取組状況	今後の取組予定	
S	●	◎ (好事例)		●
A	●	●		●
B	●	●		減少なし
C	●	改善の必要あり	●	問わない
D	●	改善の必要あり	見直しの必要あり	問わない
評価保留	満たさない項目あり			

## 各医療機関の評価受審スケジュール



●2023年度に事前の準備が不十分な状態で受審する場合

2024年度までに指定申請が遅れると  
水準指定が間に合わない可能性  
があります！

# 医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン (評価項目と評価基準)の修正について

令和3年度の医師の労働時間短縮の取組の分析・評価のための「評価機能」(仮称)の設置準備事業における模擬評価等を踏まえ、今後も修正を行う可能性があります。

評価項目に以下の事項に関する項目を追加

## 主な修正点

- 医師労働時間短縮計画の作成
- 月の時間外・休日労働が155時間を超えた場合の措置の実施
- 副業・兼業を行う医師の労働時間の管理(副業・兼業先への協力の要請等)
- C-1水準を適用する臨床研修医及び専攻医の研修の効率化
- 医師の労働時間短縮等に関する大臣指針において医療機関(使用者)に対する推奨事項とされている事項 等

## 医療機関の医師の労働時間短縮の取組の評価に関するガイドライン(評価項目と評価基準)

今回、「評価の視点」、「評価の要素」に修正が行われています。

ガイドラインの評価項目と基準の○で囲まれた評価項目(36項目)について、「×」の場合は、評価保留となり改善後に再評価を行うこととなります。

### 01 労務管理体制(ストラクチャー)

#### 1.1.1 適切な労働管理体制の構築

- ④医療機関において代償休息の付与のルールを定めている

#### 1.1.2 人事労務管理の仕組みと各種規程の整備・届出・周知

- ⑥就業規則、賃金規程を作成し、定期的に見直しを行い、変更を行った際には周知している
- ⑦就業規則、賃金規程をいつでも医師が確認することができる
- ⑨雇用契約を医師個人と締結し、雇用契約書又は労働条件通知書を書面で交付している
- ⑩入職時に、就業規則、賃金規程や労働時間の管理方法に関して、医師本人へ周知をしている
- ⑪診療科ごとの勤務実態を踏まえて、必要に応じて宿日直許可を取得し、「宿日直許可のある宿直・日直」と「宿日直許可のない宿直・日直」とを区別して管理している

#### 1.1.3 36協定の適切な締結・届出

- ⑫36協定では実態に即した時間外・休日労働時間数を締結し、届け出ている。
- ⑮36協定の締結当事者となる過半数代表者が適切な選出プロセスを経て選出されている

#### 1.1.4 医師労働時間短縮計画の作成

- ⑰医師を含む各職種が参加する合議体で議論を行い、医師労働時間短縮計画を作成している
- ⑱計画の対象医師に対して、計画の内容について説明するとともに意見交換の場を設けている
- ⑳1年に1回、PDCAサイクルの中で自己評価を行い、労働時間の目標や取組内容について必要な見直しを行っている



### 1.2.1 衛生委員会の状況

②衛生委員会が法令で定められた頻度・内容で開催されている

### 1.2.2 健康診断の実施状況

②3医師に対する健康診断の実施率

### 1.2.3 面接指導実施体制の確立

②6産業医が専任されている

②7面接指導が必要な医師数に対応した適切な数の面接指導実施医師を確保している

## 02/ 医師の労働時間短縮に向けた取組(プロセス)

### 2.1.1 医師の適切な勤務計画の作成

③2法定休日が確保された勤務計画が作成されている

③3副業・兼業先の労働時間を含めた勤務計画が作成されている

③4宿日直の時間の宿日直許可の有無による取扱いを踏まえた勤務計画が作成されている

③5連続勤務時間制限・勤務間インターバル確保が実施できるような勤務計画が作成されている

③6代償休息を期限内に付与することができるような勤務計画が作成されている



### 2.1.2 医師の適切な労働時間の把握・管理

③9当該医療機関における出勤日の労働(滞在)時間を把握している

④0副業・兼業先の労働時間をあらかじめ把握する仕組みとするとともに、労働時間の実績を少なくとも月に1回は、申告等に基づき把握する仕組みがある

④2副業・兼業先の労働時間を通算して、時間外・休日労働時間数及び連続勤務時間制限・勤務間インターバル確保の実施状況を管理している

④3宿日直許可のない宿直・日直の時間について労働時間として把握している

④4宿日直許可のある宿直・日直中に通常の勤務時間と同態様の業務に従事した場合には、労働時間として把握している

④5宿日直許可のある宿直・日直中に通常の勤務時間と同態様の業務に従事した場合には事後的に休息を付与する配慮を行っている

④6連続勤務時間制限・勤務間インターバルの確保を実施できず、代償休息の付与の対象となる医師及び時間数を少なくとも月1回は把握する仕組みがある

### 2.1.3 医師の適切な面接指導・就業上の措置の実施

⑤0月の時間外・休日労働が100時間以上になる面接指導対象医師を月単位で把握する仕組みがある

⑤2月の時間外・休日労働が100時間以上になる面接指導対象医師へ面接指導の案内や連絡が確実に行える体制がある

⑤4面接指導実施医師へ面接指導対象医師の勤務状況等、面接指導に必要な情報が提供されている

⑤5対象の医師に面接指導が実施され、医療機関に結果が報告されている

### 2.1.4 月の時間外・休日労働が155時間を超えた場合の措置の実施

⑤9月の時間外・休日労働が155時間を超えた医師を月単位で把握する仕組みがある

## 03/ 労務管理体制の構築と労働時間短縮の取組の実施後の評価(アウトカム)

### 3.1.1 医療機関全体の状況

⑨0連続勤務時間制限・勤務間インターバル確保の履行状況

⑨1代償休息の付与状況

⑨2面接指導対象医師に対する面接指導の実施状況

⑨3月の時間外・休日労働が155時間を超えた医師に対する措置の実施状況



今後も医療機関勤務環境評価センターの設置までには、全体評価、ガイドライン等の修正が行われる方向ですが、B・連携B・C水準の2024年4月の指定に向けて、愛知県医療勤務環境改善支援センターは今後も支援していきます!



# 特別支援対象医療機関(5医療機関)が決定しました!

令和3年7月27日(火)のオンラインセミナーにおいて特別支援事業の説明後、同年8月6日(金)までに特別支援を希望された医療機関は9医療機関(三次救急、二次救急)でした。

愛知県、愛知労働局、愛知県医療勤務環境改善支援センターの3者協議により、特別支援医療機関－5医療機関、準支援医療機関－4医療機関を選定しました。

## 「特別支援事業」とは?

これまで実施してきたモデル事業の取組(医療勤務環境改善マネジメントシステムの7つのSTEPに基づき、勤改センターが医療機関を支援し、取組内容や成果をモデルとして公表する)を全都道府県へ拡大させ、**医療勤務環境改善の取組をより普及・促進させることを目的に実施する事業**です。

「特別支援病院」を選定し、毎月1回程度、年間(通年支援)を通じて**アドバイザーを無料派遣**します。

「準支援医療機関」に対しても、特別支援医療機関と同様に医療労務管理アドバイザー等を**無料派遣(月1回程度)**し、年間を通じて**医療勤務環境改善に関する助言等**を行っていきます。

愛知県医療勤務  
環境改善支援センター  
からのお知らせ



## Webセミナーを開催します!

開催日

令和3年  
**10/20(水)**

|時間| 14:00~16:00

お申し込み  
フォーム



開催日

令和3年  
**11/24(水)**

|時間| 14:00~16:00

お申し込み  
フォーム



第一演題「医療機関の労働時間の適正管理について」

|講師| 愛知労働局労働基準部監督課 石川真一様

第二演題「医療機関における勤務間インターバルについて」

|講師| 愛知労働局雇用環境・均等部指導課 堀井泰成様

第三演題「医師の労働時間短縮の動向・スケジュール」(仮)

|講師| 愛知県医療勤務環境改善支援センター アドバイザー 森本智恵子様

## お問い合わせ

愛知県・愛知労働局 委託事業  
**愛知県医療勤務環境改善支援センター**  
(公益社団法人愛知県医師会)

〒460-0008 名古屋市中区栄4丁目3-26 昭和ビル6階  
TEL 052-212-5766 FAX 052-212-5767  
E-mail info@aichi-medsc.or.jp

ホームページでも情報公開中

右のQRコードを  
読み取ってください。

<https://aichi-medsc.or.jp>

